

水戸市告示第76号

水戸市介護予防訪問介護相当サービス事業及び介護予防通所介護相当サービス事業に係る第1号事業支給費の額の算定に関する要項を次のように定める。

平成29年3月31日

水戸市長 高橋 靖

水戸市介護予防訪問介護相当サービス事業及び介護予防通所介護相当サービス事業に係る
第1号事業支給費の額の算定に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第1号イ及び水戸市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年水戸市規則第33号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、同条に規定する指定第1号事業支給費（以下「指定第1号事業支給費」という。）の額の算定について必要な事項を定めるものとする。

(省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する市町村が定める割合)

第2条 省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する市町村が定める割合は、100分の90とする。ただし、規則第5条第1項に規定する指定第1号事業利用者（以下「指定第1号事業利用者」という。）の所得の額が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2第2項に規定する額以上の額で、同条第3項各号のいずれにも該当しない場合（次号に掲げる場合を除く。） 100分の80
- (2) 介護保険法施行令第29条の2第5項に規定する額以上の額で、同条第6項各号のいずれにも該当しない場合 100分の70

2 規則第7条第1項の規定の適用を受ける場合における省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する市町村が定める割合は、前項の規定にかかわらず、100分の90を超え100分の100以下（前項第1号に規定する場合にあっては100分の80を超え100分の100以下、前項第2号に規定する場合にあっては100分の70を超え100分の100以下）の範囲内で市長が定める割合とする。

(指定第1号事業支給費に係る支給限度額)

第3条 指定第1号事業支給費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める単位数（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス若しくは法第54条第1項に規定する特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス若しくは法第54条の3に規定する特例地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス（以下「指定介護予防サービス等」という。）を受けている指定第1号事業利用者にあつては、当該各号に定める単位数からその受けた指定介護予防サービス等に係る単位数を控除した単位数）について算定した額を超えることはできない。

- (1) 省令第140条の62の4第2号に掲げる者及び要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第1号に規定する要支援1に該当する者 5,003単位
- (2) 認定省令第2条第1項第2号に規定する要支援2に該当する者 10,473単位

付 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成30年8月1日から施行する。